

春日部市情報公開条例の一部を改正する条例

春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条、項又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の条、項又は号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条、項又は号を当該改正後の欄の条、項又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条又は号に対応する改正後の欄の条又は号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の条又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の目次、章名、節名、条、項又は号に対応する改正前の欄の目次、章名、節名、条、項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の目次、章名、節名、条、項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
目次	
第1章 総則（第1条—第4条）	
第2章 公開請求	
第1節 情報の公開（第5条—第17条）	
第2節 不服申立て（第18条—第20条）	
第3節 情報の任意的公開（第21条）	
第3章 春日部市情報公開・個人情報保護審議会（第22条）	
第4章 情報公開の総合的な推進（第23条—第30条）	
第5章 雑則（第31条・第32条）	
附則	
第1章 総則	
（基本理念及びこの条例の目的）	（基本理念及びこの条例の目的）
第1条	第1条
2 この条例は、前項の基本理念を達成するために、情報の公開について必要な事項を定めることにより、 <u>市が市政について市民に説明する責務を全うするとともに</u> 、一層公正で開かれた市政の実現を図ることを目的とする。	2 この条例は、前項の基本理念を達成するために、情報の公開について必要な事項を定めることにより、 <u>一層公正で開かれた市政の実現を図ることを目的とする。</u>
（基本原則）	（基本原則）
第2条	第2条
（1） 市政に関する市民の知る権利は、最大限保障されること。	
（2） （略）	（1） （略）

(3) (略)

(4) (略)

(5) 情報の適正な管理体制及び検索体制となるよう努めるとともに、市民にとって分かりやすく、利用しやすい情報公開制度となるよう努めること。

(定義)

第3条

(2) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものをいう。

(3) 実施機関等 実施機関及び指定管理者をいう。

(4) 情報 実施機関等の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員又は指定管理者が行う当該指定に係る業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(5) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定（第21条の規定を除く。）により、情報を閲覧、視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を請求するものは、この条例の目的に即して適正に請求するとともに、情報の公開を受けたときは、これによって得た情報を第三者の権利利益を侵害することのないよう適正に利用しなければならない。

第2章 公開請求

第1節 情報の公開

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関等が保有する情報の公開を請求すること（以下「公開請求」という。）ができる。

(非公開情報)

第6条

(2)

エ 当該個人が実施機関が行う事務又は事業

(2) (略)

(3) (略)

(4) 市民にとって分かりやすく、利用しやすい情報公開制度となるよう努めること。

(定義)

第3条

(2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(3) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定（第15条の規定を除く。）により、情報を閲覧、視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(情報の公開を請求できるもの)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する情報の公開を請求すること（以下「公開請求」という。）ができる。

(非公開情報)

第5条

(2)

で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報がこの条例の目的に即し公にすることが特に必要であると認められる情報であるときは、当該情報のうち、当該相手方の役職、氏名及び当該予算執行の内容に係る部分

オ 当該個人が指定管理業務に従事する者
(当該指定管理者の役員及び職員に限る。)
である場合において、当該情報が指定管理業務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該従事する者の職、氏名及び当該指定管理業務の執行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報(指定管理者の情報にあつては、指定管理業務に係る情報を除く。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(4) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国、独立行政法人等及び他の地方公共団体又は公共的団体等及び指定管理者をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業及び指定管理業務に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(4) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国及び他の地方公共団体又は公共的団体等をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

(5) 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(6) 市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(6) (略)

(7) 個人又は法人等が、実施機関等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、通例として公にしないこととされているものその他公にしないという条件を付すことが当該情報の性質、提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等の違法な、又は著しく不当な行為に関する情報であつて、公開することが必要と認められる情報

(公益上の理由による裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る情報に前条の非公開情報（同条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であつても、同条の規定により非公開として保護されている利益に優先する公益上の理由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、請求者に対し、当該情報を公開することができる。

2 前項の場合において、実施機関はその旨を速やかに春日部市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

(存否に関する情報)

第8条

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

(部分公開及び期間経過後の公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る情報に第6条各号に規定する非公開情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、第6条各号に規定する非公開情報であっても、期間の経過により同条各号のい

(7) (略)

(存否に関する情報)

第6条

(部分公開及び期間経過後の公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る情報に第5条各号に規定する非公開情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、第5条各号に規定する非公開情報であっても、期間の経過により同条各号のい

ずれにも該当しなくなったときは、当該情報の公開をしなければならない。

(請求方法)

第10条 **第5条**の規定により情報の公開を請求しようとするものは、実施機関（指定管理者が保有する情報にあつては、当該指定管理者を監督する実施機関）に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

2 実施機関は、情報の公開を請求しようとするものが容易かつ的確に公開請求ができるように、当該公開請求に係る情報の特定に必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

4 前項の場合において、請求者が当該請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該補正に係る公開請求を拒否することができる。

(指定管理業務に係る請求の指示)

第11条 実施機関は、公開請求に係る情報を指定管理者が保有するときは、当該情報を保有する指定管理者に対し、提出その他必要な措置を指示することができる。

2 指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、当該指示に従わなければならない。

(公開の決定)

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定による請求があつたときは、当該請求が到達した日から起算して15日以内に当該請求に係る情報を公開する旨の決定又は公開しない旨の決定（以下「公開決定等」という。）をし、速やかに請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。ただし、同条第3項の規定により、補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき、（第8条第1項の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その内容を書面により通知しなければならない。

ずれにも該当しなくなったときは、当該情報の公開をしなければならない。

(請求方法)

第8条 **第4条**の規定により情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(公開の決定)

第9条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に当該請求に係る情報を公開する旨の決定又は公開しない旨の決定（以下「公開決定等」という。）をし、速やかに請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき、（第6条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その内容を書面により通知しなければならない。

3 前項の場合において、情報を公開しない決定又は第9条第1項に規定する部分公開をする決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該情報が当該決定をした日から1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求が到達した日から起算して45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び公開決定等ができる期日を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の特例)

第13条 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、当該請求が到達した日から起算して45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については、相当の期間内に公開決定等をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る情報に市並びに国等及び請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報(第三者が指定管理者である場合にあっては、指定管理業務に係る情報を除く。)が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている当該情報を公開しようとする場合で、当該情報が第6条第2号イ、同条第3号ただし書

3 前項の場合において、情報を公開しない決定又は第7条第1項に規定する部分公開をする決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該情報が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる期日を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第10条 公開請求に係る情報に市及び請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている当該情報を公開しようとする場合で、当該情報が第5条第2号イ又は同条第3号ただし書

又は第7条に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(公開の実施及び方法)

第15条 実施機関は、第12条第1項の規定により情報の公開を決定したときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2 前項の規定による情報の公開は、当該情報が文書又は図画であるときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録であるときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 (略)

(事案の移送)

第16条 実施機関は、公開請求に係る情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことについて正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨の通知を速やかに行わなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前に行った行為は、移送を受けた実施機関が行ったものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開決定等を行ったときは、当該実施機関が情報の公開を行わなければならない。この場合において、移送を受けた実施機関は、当該情報の公開の実施について、移送をした実施機関に対して必要な協力を求めることができる。

(費用負担)

第17条 (略)

第2節 不服申立て

(不服申立て)

第18条 実施機関は、この条例の規定による処分について、行政不服審査法（昭和37年法律第160

書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(公開の実施及び方法)

第11条 実施機関は、第9条第1項の規定により情報の公開を決定したときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2 (略)

(費用負担)

第12条 (略)

(不服申立て)

第13条 実施機関は、この条例の規定による処分について、行政不服審査法（昭和37年法律第160

号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく春日部市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を十分に尊重して当該不服申立てについての決定をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更して当該不服申立てに係る情報の全部を公開することとするとき(当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。))。

(諮問した旨の通知)

第19条 (略)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等の手続)

第20条 次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をするときには、第14条第3項の規定を準用する。

- (1) 公開決定等に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る情報を公開する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示しているときに限る。)

第3節 情報の任意的公開

第21条

2 第17条の規定は、前項の申出による情報の閲覧、視聴又は写しの交付を行う場合について準用する。

号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく春日部市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を十分に尊重して当該不服申立てについての決定をしなければならない。

(諮問した旨の通知)

第14条 (略)

(情報の任意的公開)

第15条

2 第12条の規定は、前項の申出による情報の閲覧、視聴又は写しの交付を行う場合について準用する。

(利用者の責務)

第16条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(情報の検索資料の作成等)

第17条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

第3章 春日部市情報公開・個人情報保護
審議会

(審議会)

第22条 (略)

第18条 (略)

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第23条 市は、市民の市政への参加を促進するため、この条例の定める情報の公開のほか、市民が必要とする市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、実施機関の保有する情報（指定管理者が保有する指定管理業務に関する情報を含む。）の公開に関する施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより情報の公開を行うほか、次に掲げる情報提供に関する施策の拡充を図らなければならない。

(1) 市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報通信技術等を活用した多様な媒体による情報提供に関する施策の拡充に努めること。

(2) 国等が保有する情報であり、かつ市民の日常生活に密接に影響があると認められる情報の提供を国等に要望するとともに、提供された当該情報を市民に提供すること。

(情報公表施策の拡充)

第25条 実施機関は、法令等により定められた情報公表制度のほか、市民に必要な市政に関する情報の公表に関する施策の拡充に努めるものとする。

(情報の検索資料の作成等)

第26条 実施機関等は、情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(会議の公開)

第27条 実施機関は、当該実施機関の附属機関（地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。）その他別に定める会議を公開するよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第28条 市長は、毎年度各実施機関等における情報の公開等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(実施状況の公表)

第19条 市長は、毎年度各実施機関における情報の公開等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(出資法人等の情報の公開)

第29条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体で規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）に対し、当該出資法人等がこの条例の趣旨にのっとり、情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう指導及び助言をし、又は報告を求めることができる。

- 2 出資法人等は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する情報の公開に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の申出への対応)

第30条 実施機関等が行ったこの条例の運用について苦情があるときは、当該実施機関等に対し、苦情を申し出ることができる。

- 2 指定管理者は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに当該指定管理者を監督する実施機関にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 実施機関は、第1項に規定する苦情の申出を受けたとき、又は前項の規定による苦情の申出に関する報告があったときは、速やかにその内容を調査し、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定により苦情の申出に対応する場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(他の制度等との調整)

第31条 (略)

(委任)

第32条 (略)

(出資法人等の情報の公開)

第20条 実施機関は、春日部市土地開発公社、財団法人春日部市学校建設公社、社会福祉法人春日部市社会福祉協議会、財団法人春日部市福祉公社及び社団法人春日部市シルバー人材センター（以下「出資法人等」という。）に対し、当該出資法人等がこの条例の趣旨にのっとり、情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう指導及び助言するものとする。

- 2 出資法人等は、この条例の趣旨にのっとり、前項に定める必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第21条 実施機関は、この条例の定めるところにより情報の公開を行うほか、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

(他の制度等との調整)

第22条 (略)

(委任)

第23条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の春日部市情報公開条例の規定によりなされた処分、
手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみな
す。